

佐賀県告示第 264 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 28 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
栗田歯科医院	唐津市材木町 2158 番地	平成 28 年 1 月 29 日
泉福歯科医院	神崎市神埼町田道ヶ里 2240 番地 1	平成 28 年 2 月 7 日
医療法人鳥越脳神経外科クリニック	鳥栖市藤木町 1450 番地 6	平成 28 年 3 月 1 日
もみの木薬局	鳥栖市藤木町 1450 番地 5	〃
なごみハロー歯科診療所	佐賀市中の小路 3 番 36 号 208	〃
ぷーたんの家訪問看護ステーション	鹿島市大字飯田丙 1300 番地 2	〃
株式会社よつば会よつば訪問ステーション	三養基郡みやき町大字簔原字今宿 1686 番地 1	平成 28 年 2 月 1 日